○環境省告示第八十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月通商産業省環境省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

○　りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十六号）　（抄）

改正後

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		(1)		(2)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	八	三六	八	九	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄の(1)(ロ)の値は、四〇とする。
（略）						
四	非金属鉱業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。
（略）						
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	五・五	九	一	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ一一、五・五とする。
（略）						
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	四	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ六、三とする。

改正前

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		(1)		(2)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	八	三六	八	九	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)の値は、四〇とする。
（略）						
四	非金属鉱業	一	二	一	一・五	
（略）						
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	五・五	一一	一	五・五	
（略）						
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	六	一・五	三	